

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松塚地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 17 日（当初作成）

平成 28 年 10 月 18 日（第 1 回目更新）

平成 30 年 9 月 28 日（第 2 回目更新）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 12 経営体

法人 2 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻は法人を中心に集積を行い、その他の担い手は、水稻と施設きゅうりとの複合経営で経営の安定化を図る。

地区の農業を守るためにも、引き続き話し合いを行い、若手農業者が営農を継続していけるような環境を整備して、後継者の育成や新規就農者の参入促進に努める。